

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

「原発被災者の権利保護法」についての要望書

東日本大震災の課題に対する取り組みに心より敬意を表します。

さて現在検討されている「原発被災者の権利保護法」に、人権保護の観点から次の内容を盛り込んでいただきますよう要望いたします。

1. 対象者に対する権利侵害（被差別体験・不安・心配・悩み）に関する実態の把握
2. 対象者に対する人権相談事業の実施（避難先自治体においても）
3. 対象者の人権擁護に関する学校教育および啓発事業の実施

[要望の理由①]

- i. 対象者に対する権利侵害（差別）が発生しています（資料1）（資料2）。結婚問題への不安や心配などが対象者に広がっています。
- ii. しかしこうした問題はなかなか表面化しません。被害者が自ら訴え出ることが、一層の差別や不利益につながるおそれを当事者は敏感に感じ取っているからです。薬害エイズ訴訟における匿名裁判や「被爆者手帳」の申請辞退なども同じでした。
- iii. 個人の告発を待つのではなく、調査による差別や権利侵害の実態把握が必要です

[要望の理由②]

- i. 原発事故は、放射線による「健康被害」や「経済的被害」だけではなく、偏見や排除という「人権被害」を引き起こしています。
- ii. こうした教訓を有する日本原水爆被害者団体協議会は既に総理大臣へ「放射線被害について正確な情報を提供し、国民の不安を取り除くとともに風評被害や被災者に対する差別をなくすこと」を要望しています（2011.4.21）
- iii. 水俣病公式確認から 55 年目を迎える水俣市の宮本勝彬市長からも次のメッセージが発せられています（2011.4.26 水俣市からの緊急メッセージ）

「水俣病の被害は命や健康を奪われることに止まらず。被害者を含め市民すべてが偏見や差別を受け、物が売れない、人が来ないなどの影響を受けたり、就職を断られる、婚約が解消されるなどの影響を受けたこともあります。言いようのない辛さがあります。原発事故のあった福島県からの避難者に対する差別や偏見を知り、水俣市民はとても心を痛めています・・・水俣病のような悲しい経験を繰り返してはなりません・・・」

[要望の理由③]

- i. 現地福島弁護士会からは 2011 年 5 月 30 日に次のような会長声明が出されています。
 - ◆「東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している福島県民に対する偏見や差

別、とりわけ県外に避難している子どもたちに対する偏見や差別をなくすよう十分な施策を求める会長声明」

・次の5点（要約）の実施を国および地方公共団体に求めています。

- ①原子力発電所事故で避難した福島県民とりわけ子どもたちへの差別についての実態調査を実施すること
- ②福島県民への差別的取扱いについての相談および適切な対応をはかること
- ③福島県民への旅館法違反等の法令違反がある場合の適切な対応をはかること
- ④放射線及び放射性物質等についての学習機会の確保と広報活動を充実すること
- ⑤福島県民への差別が人権問題であることを広く国民に認識してもらうための人権教育や人権啓発活動を充実すること

[要望の理由④]

- i. 差別や人権侵害への取り組みは、「不幸な事件」が起こってからでは遅いです
- ii. 差別や人権侵害の防止は、取り組みが早ければ早いほど効果的です。偏見が定着してからでは困難が増します。

私たちは、本年6月9日に「差別禁止法の制定を求める市民活動委員会」を設立しました。障害者差別、女性差別、部落差別、ハンセン病差別、外国人差別、アイヌ民族差別などの被差別当事者が集い、差別のない社会づくりをめざした市民運動です。差別の怖さ、差別されることの口惜しさを体験してきた私たちは、原発被災者に対する理不尽な差別や人権侵害を見過ごすことはできません。よろしくお願い致します。

2012年2月20日

「差別禁止法」の制定を求める市民活動委員会

共同代表 神 美知宏（ハンセン病回復者）

多原 良子（北海道アイヌ協会札幌支部）

楠 敏雄（DPI・障害者インターナショナル日本会議）

松岡 徹（部落解放同盟）

申 恵丰（青山学院大学・国際人権法）

竹信 三恵子（和光大学・ジャーナリスト）

丹羽 雅雄（弁護士・すべての労働者とその家族の人権を守る関西ネットワークRINK）

辛 淑玉（人材育成コンサルタント）

奥田 均（近畿大学人権問題研究所）

